

「しわ寄せ防止総合対策」の策定

【現状の課題と課題への対策】

- 「働き方改革」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中書事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が「成長と分配の好循環」を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革」と「取引適正化」を一体的に推進するため「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」（令和元年6月26日）を策定し、取組を推進

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

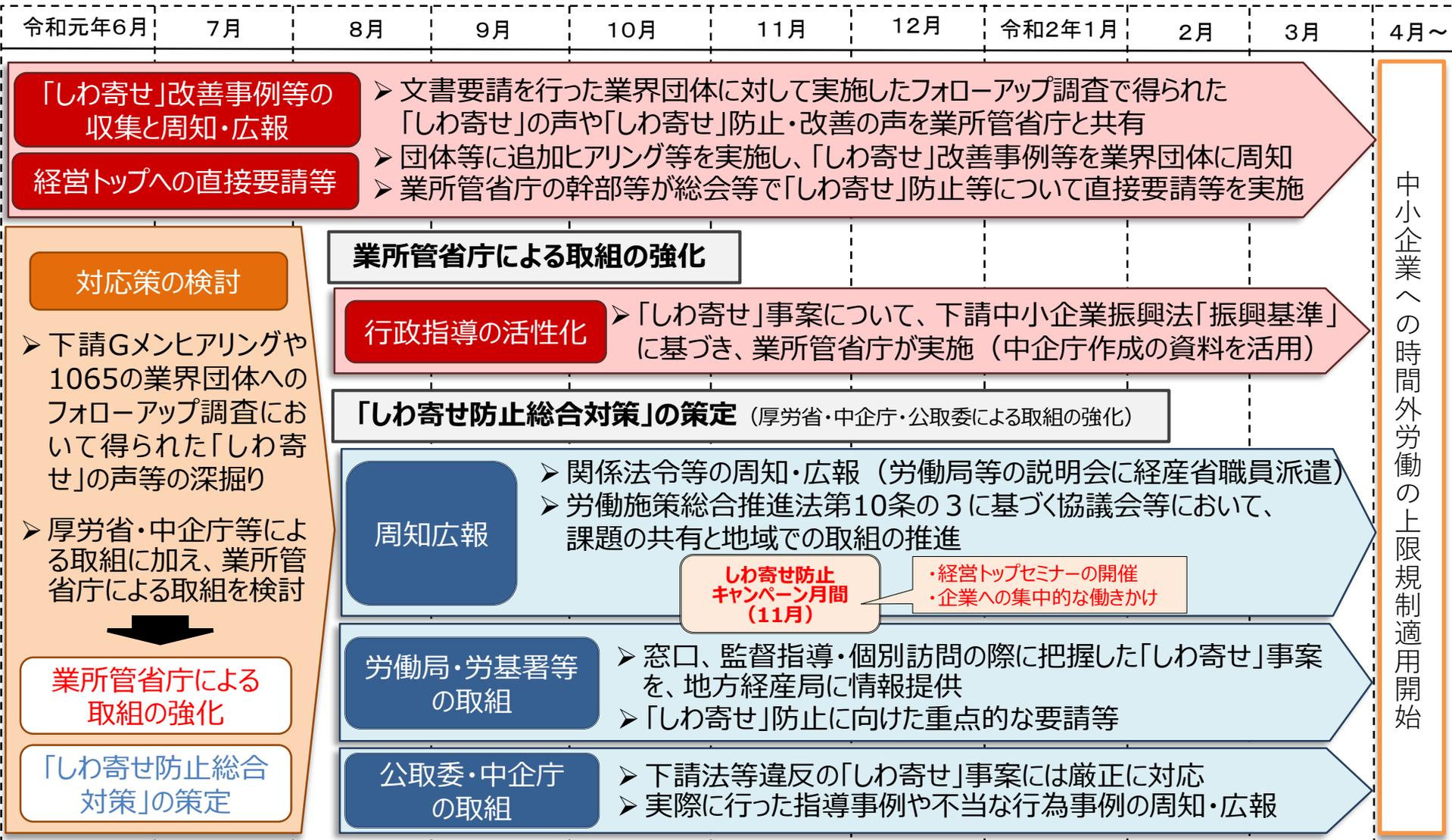
- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合には、公取委・中企庁が厳正に対応。
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

働き方改革に伴う「しわ寄せ」への対応について（工程表）

- 中小企業が時間外労働の上限規制に円滑に対応できるよう、大企業・親事業者に対する「しわ寄せ」防止に向けた取組を集中的に実施
- 取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施



中小企業への時間外労働の上限規制適用開始

※令和2年度以降においても上記の取組を実施し、PDCAサイクルを着実に回していく。